

令和7年度 大村市市民後見人候補者養成研修 開催要項

1 趣旨

少子高齢化が進む中、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心安全に暮らしていく権利を守り、財産管理や身上保護等を地域で支える仕組みの一つとして、近年、社会貢献への関心の高い市民が、一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されています。

本研修は、大村市内において、将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援する「市民後見人」候補者を養成します。

2 主催

社会福祉法人大村市社会福祉協議会 大村市成年後見支援センター

3 後援

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

4 日時

【基礎】1日目：令和7年10月3日（金）10:00～16:00

2日目：令和7年10月10日（金）10:00～16:00

【応用】3日目：令和7年10月17日（金）10:00～16:00

4日目：令和7年10月24日（金）9:30～15:30

5 会場

プラットおおむら4階大会議室（大村市本町458-2）

6 定員

30名※先着順とし、定員になり次第締め切ります。

7 参加対象

原則

- ・大村市在住で、年齢が18才以上で心身共に健康である方。
 - ・全てのカリキュラムを受講できる方
- 加えて次のいずれかに該当する方
- ・市民後見人として活動してみたい
 - ・権利擁護の普及推進に興味のある方

- ・成年後見制度について学んでみたい方
- ・社会貢献をしたい方
- ・親族後見人の方で継続的な学びを行いたい方
- ・医療、福祉関係に従事している方

8 参加費

無料

9 プログラム

※別紙「大村市市民後見人候補者養成研修カリキュラム」を参照ください。

10 申込手続き

別紙申し込み用紙に記入し、提出していただくか、WEB申し込みも可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

締め切り:令和7年9月26日(金)

※申込書に記載された個人情報の取り扱いにつきましては、本研修の運営管理にのみ使用させていただきます。

11 その他

- (1) 本研修は全ての科目を受講することで修了となります。
- (2) 遅刻は各科目15分以上となると、欠席扱いとなります。(ただし、受講していただいても構いません。)
- (3) 欠席や今年度終了できなかった方で、希望される方は、次年度に限り未受講の科目を受講することができます。(ただし次年度開催は未定)
- (4) 研修修了者には修了証が授与されます。

※本研修参加により、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。

12 問い合わせ

大村市社会福祉協議会 大村市成年後見支援センター
〒856-0832大村市本町458-2 プラットおおむら3階
TEL0957-47-8130 FAX0957-54-1365